

1. 本校が目指す生徒像

多様化する社会で求められる柔軟で創造性豊かな思考と専門学科の知識や確かな技術を身につけ、誠実で心身ともにたくましい生徒。

2. 目的

長崎県いじめ防止基本方針に基づき、校内の指導体制を確立し家庭・地域との連携を強化することにより、いじめを生まない生き生きとした学校づくりを実現し、もって本校が目指す生徒の育成に資する。

※いじめの定義（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

「いじめとは、当該生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じるものをいう。

※例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

○具体的ないじめの態様（例）

- 1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 3) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり捨てられたりされる
- 5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 6) パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3. 実施項目

目的を達成するために、次の項目に取り組む。

(1) いじめの防止

- ①校内指導体制を確立し、職員の指導力の向上等の対策を計画的に実施する。
- ②生徒及び職員の人権意識と生命尊重の態度を計画的に育成する。
- ③生徒会活動や学校行事等を通じて、生徒の道徳的実践力と自己肯定間の育成に努める。
- ④日常的な家庭・地域・関係機関との連携を強化する。

(2) いじめの早期発見

- ①教職員による観察や情報交換を促進する。
- ②個人面談や三者面談、学級懇談会を計画的に行う。
- ③教育相談体制をさらに充実させ、生徒へのアンケート調査等を計画的に行う。
- ④保護者や地域の情報を日常的に収集し、相談機関などの情報を迅速に提供する。

(3) いじめに対する措置

- ①いじめと推察される事案が確認された場合、生徒またはその保護者から心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）による心身の苦痛について通報を受けた場合は、速やかに当該保護者（保護者通報を除く）、県教育委員会に報告（第一報）を行い、事実の有無の確認を行うための措置を講ずる。
- ②事実の有無については、迅速に正確な事実関係による確認に努める。また、必要に応じて関係機関と緊密に連携しながら対応する。
- ③関係生徒や保護者の心情や個人情報の取り扱いに十分配慮して、組織的に対応する。
- ④関係生徒や保護者に対して、適宜情報提供を行いながら適切な支援を行う。
- ⑤再発を防止するために、いじめが解決した後で必要に応じて情報を公開するように努める。

4. 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生と調査

①重大事態の定義（いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより）

- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生命心身財産重大事態）
- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態）

※重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

※重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化した結果であるケースが多い。したがって、「疑い」が生じてもお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、重大事態への対応の重要性を改めて認識すること。

※被害生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

②重大事態の報告

- ・重大事態を認知した場合、直ちに県教育委員会に報告する。

③調査を行う組織

- ・県教育委員会から必要な指導、人員措置等の支援を仰ぎながら、学校が組織した「いじめ対策委員会」または県教育委員会が設置した機関等において調査を行う。

④事実関係を明確にするための調査の実施

- ・いつ、誰からおこなわれ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り客観的・網羅的に明確にする。

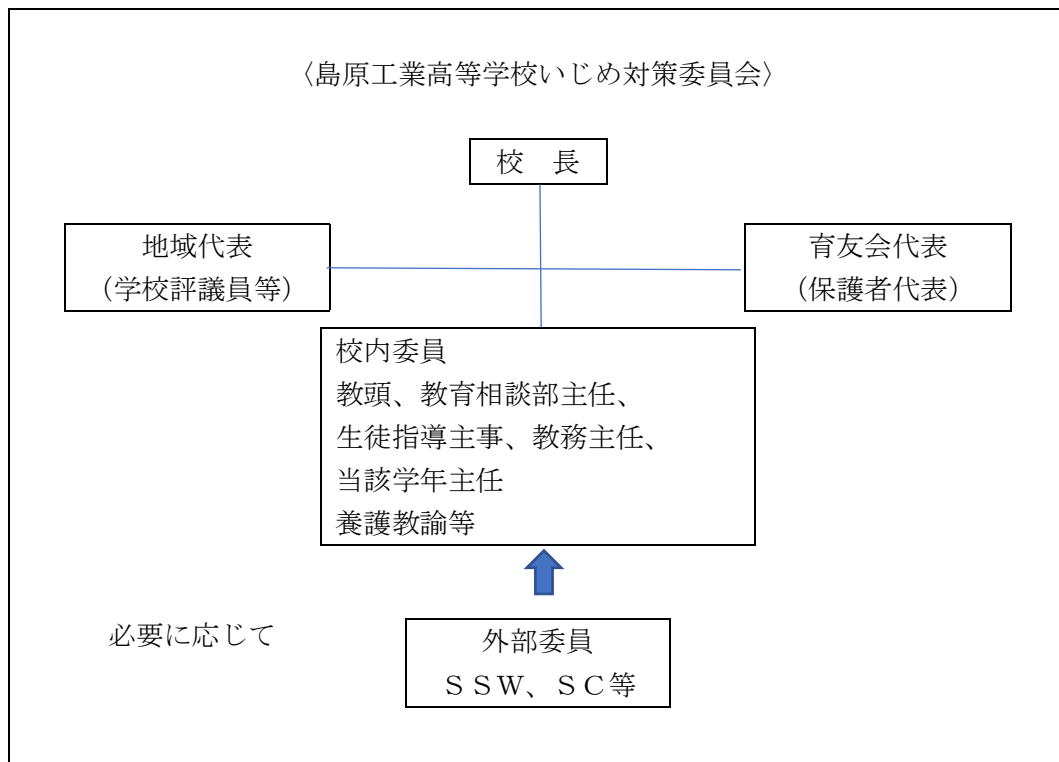
(2) 調査結果の報告及び提供

- ・調査結果の報告は速やかに学校から県教育委員会へ行う。
- ・いじめを受けた生徒及び保護者に対する情報提供を適切に行う。ただし、生徒のプライバシーや関係者の個人情報保護に十分配慮する。

5. 組織

本校に、いじめの防止及び早期発見やいじめ対策を講じるために「長崎県立島原工業高等学校いじめ対策委員会設置要綱」に基づき「島原工業高等学校いじめ対策委員会」（以下、委員会と呼ぶ。）を設置する。

- (1) 委員会は、校長、教頭、教育相談部主任、生徒指導主事、教務主任、学校評議員1名、育友会代表1名の他、当該学年主任及び関係学級担任で構成する。また、必要に応じて外部専門家及び地域関係者が参加する場合もある。
- (2) 委員長は校長とする。
- (3) 委員会は必要に応じて委員長が招集する。



6. その他

この他必要なことについては、委員会において別途審議する。

附則 この方針は平成26年4月1日から施行する。

令和2年5月一部改定

令和3年3月一部改定

令和4年4月8日改定